

## 免税店シンボルマーク・免税手続カウンターシンボルマーク使用要領

制定：平成26年 1月24日

改訂：平成26年 4月 1日

改訂：平成26年 9月 1日

改訂：平成26年 11月10日

改訂：平成27年 4月 1日

改訂：令和 3年 7月 1日

### 1. 目的

免税店及び免税手続カウンター（免税店とは、消費税法第8条で定める輸出物品販売場のことをいう。また、免税手続カウンターとは、消費税法施行令第18条で定める免税手続カウンターのことをいう。以下同じ。）のブランド化・認知度向上のため、免税店シンボルマーク及び免税手続カウンターシンボルマーク（以下、当該2つのシンボルマークを総じて「シンボルマーク」という。）の店頭への掲示等により、外国人旅行者からの識別性を向上させ、外国人旅行者の利便性を高めるとともに、外国人旅行者に情報発信を行うことを目的として定めたシンボルマークの適正使用のため、この使用要領を定める。

### 2. 使用の基準

- (1) このシンボルマークは、無断で使用することはできない。
- (2) このシンボルマークの使用を国土交通省観光庁観光戦略課長（以下、「観光戦略課長」という。）から承認された者（通常使用権者）は、他人にシンボルマークの使用権を譲渡することはできない。
- (3) 次の各項のいずれかに該当する場合は、いかなる場合にもシンボルマークを使用することはできない。
  - ・特定の政治、思想、宗教、募金の活動に関するものに使用すること
  - ・公序良俗に反するものに使用すること
  - ・法令・規則などに違反するものに使用すること
  - ・本要領に反して使用すること
- (4) このシンボルマークと誤認される類似のマークは、使用してはならない。このシンボルマークは、国内外の第三者による無断使用・権利主張等を抑止するため、商標法第4条第1項第6号に掲げる商標である旨の情報提供を行っている。

### 3. デザイン

シンボルマークのデザインについては、別添「シンボルマークデザインマニュアル」による。

### 4. 使用申請方法

- (1) シンボルマークの使用を希望する者は、（原則として、免税店シンボルマークについては輸出物品販売場の許可を得ている事業者、免税手続カウンターシンボルマークについては免税手続カウンターの承認を得ている事業者とする。）は、それぞれ免税店シンボルマーク使用申請書（別記様式第1-1号及び第1-2号）又は免税手続カウンター使用申請書（別記様式第5-1号及び第5-2号）により観光戦略課長あて（連絡先は13.申請先に記載）にウェブページ、郵送又は持参により申請するものとする。

なお、当該申請により提出した免税店一覧、免税手続きカウンター一覧の情報については、観光庁等においてホームページへの掲載など情報発信等に活用するものとする。

(2) 観光戦略課長は、内容を審査の上、本使用要領に適合すると認めた申請について、それぞれ免税店シンボルマーク使用承認書（別記様式第2号又はこれに準ずるもの）又は免税手続きカウンター使用承認書（別記様式第6号様式又はこれに準ずるもの）により、承認した旨を通知するものとする。

(3) 観光戦略課長は、シンボルマークの使用申請および使用に当たって必要に応じ条件をつけることができるものとし、また、シンボルマーク使用の承認を受けた者が、本要領に違反した場合には、是正のための措置及び承認の取り消しを行うことができる。

## 5. 承認内容の変更

使用者が、承認を受けた内容について、変更しようとする場合は、それぞれあらかじめ免税店シンボルマーク使用変更届出書（別記様式第3号）又は免税手続きカウンターシンボルマーク使用変更届出書（別記様式第7号）を観光戦略課長に提出しなければならない。

## 6. 承認内容の廃止

4.の規定に基づきシンボルマークの使用承認を受けた者がシンボルマークの使用を止めたときは、それぞれ免税店シンボルマーク使用廃止届出書（別記様式第4号）又は免税手続きカウンターシンボルマーク使用廃止届出書（別記様式第8号）を、観光戦略課長に提出しなければならない。

## 7. 使用申請の除外

関係府省庁、地方公共団体が、シンボルマーク使用の目的に沿った使用及び普及活動を行う場合、又は報道関係機関が報道目的に使用する場合には、使用申請及び承認の手続を省略することができる。

## 8. 使用料

シンボルマークの使用料は、無料とする。

## 9. 遵守事項

- (1) シンボルマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、関係法規を遵守するとともに、シンボルマークの機能を損なうことのないように努めるものとする。
- (2) 第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用は、使用者が負担するものとする。
- (3) 使用者は、シンボルマーク使用の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、国土交通省に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。
- (4) 使用者は、観光戦略課長から要請がある場合は、シンボルマークの使用実態の報告等を行わなければならない。

## 10. 使用期間

使用期間は設けない。

#### 11. その他

いかなる場合にも観光戦略課長は、不相当と認める場合には、シンボルマークの使用を差し止めることができ、これに起因する損失補償について一切の責任を負わない。なお、本要領の解釈その他の疑義は観光戦略課長が決定する。

#### 12. 施行月日

本要領は、平成27年4月1日から施行する。

#### 13. 申請先

免税店・免税手続きカウンターシンボルマーク申請事務局  
(免税店シンボルマーク申請ウェブ)

<https://tax-freeshop.jnto.go.jp/agent/login.php>

(免税手続きカウンターシンボルマーク申請ウェブ)

[https://tax-freeshop.jnto.go.jp/agent\\_counter/](https://tax-freeshop.jnto.go.jp/agent_counter/)

(郵送の場合観光庁の免税店サイト シンボルマーク<申請先>をご参照ください)

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/symbolmark.html>

#### 附則

- 1 この要領による改正前の規定に基づき観光戦略課長が行った行為又はこれらの規定に基づき観光戦略課に対してなされた行為は、改正後の規定に基づき観光戦略課長に対してなされた行為とみなすこととする。



## 免税店一覧

各項目のうち、※印は記載必須項目です。必ず記載してください。

店舗番号	商品番号 ※	店舗名 ※	店舗名(英語) ※	住所 ※	住所(英語) ※	電話番号 ※	営業時間	施設名	施設名(英語)	決済方法 番号	HPアドレス	酒税 免税 対応
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												

(記載にあたっての注意点)

- 店舗番号: 店舗数に応じて1から順に通し番号を記載。
- 商品番号: 以下1から13より取扱い商品等に応じた番号を記載。複数選択可。  
(1. 百貨店・スーパー、2. 衣料品、3. 自動車・同関連製品、4. 家電品、5. レジャー・スポーツ用品、6. 玩具・人形・民芸品等、7. 時計・メガネ・カメラ等、8. 宝石・貴金属、9. 書画・骨董・陶磁器等、10. 食品・飲料、11. 薬品、12. 化粧品、13. その他)
- 店舗名: 店舗名を記載。英語表記についても記載ください。
- 住所: 店舗の所在地を記載。英語表記についても記載ください。
- 電話番号: 店舗の連絡先を記載。
- 営業時間: 店舗の平常時の営業時間を記載。
- 施設名: 商業施設内にある場合には、商業施設名を記載。英語表記も記載ください。
- 決済方法番号: 以下1から8より使用可能なカード番号をすべて記載。複数選択可。  
(1. VISA、2. MasterCard、3. JCB、4. アメリカンエキスプレス、5. ダイナース、6. 銀聯カード、7. その他、8. 使用不可)
- HPアドレス: 店舗情報のホームページへの掲載がある場合にはホームページアドレスを記載。
- 酒税免税対応: 酒税免税に対応している場合は、「○」を記入頂き、輸出品販売場許可書と合わせて輸出酒類販売場許可書の写しを添付してください。

## 免税店一覧（記載例）

各項目のうち、※印は記載必須項目です。必ず記載してください。

店舗番号	商品番号 ※	店舗名 ※	店舗名（英語） ※	住所 ※	住所（英語） ※	電話番号 ※	営業時間	施設名	施設名（英語）	決済方法 番号	HPアドレス	酒税 免税 対応
1	2	シューズショップ A	ShoesShop A	〒000-0000 東京都●●区●●0- 0-01	〇〇0-0-01, 〇〇-ku, Tokyo 000-0000		11:00-21:00	●●アウト レット	〇〇OUTLETS	1, 2, 3, 6	<a href="http://www.*****">http://www.*****</a>	×
2	2, 5	シューズショップ B	ShoesShop B	〒000-0000 東京都●●区●●0- 0-01	〇〇0-0-01, 〇〇-ku, Tokyo 000-0000	03-0000-0000	平日11:00- 21:00 土 12:00- 22:00 日・祝 休			1, 2, 3, 6	<a href="http://www.*****">http://www.*****</a>	×
3	10	●●酒造販売所	●●Sake brewing ...	〒000-0000 福井県●●市●●0- 0-01	〇〇0-0-01, 〇〇- shi, Fukui 000-0000	00-0000-0000	10:00-20:00			1, 2, 3, 6	<a href="http://www.*****">http://www.*****</a>	○

（記載にあたっての注意点）

- 店舗番号：店舗数に応じて1から順に通し番号を記載。
- 商品番号：以下1から13より取扱い商品等に応じた番号を記載。複数選択可。  
（1. 百貨店・スーパー、2. 衣料品、3. 自動車・同関連製品、4. 家電品、5. レジャー・スポーツ用品、6. 玩具・人形・民芸品等、7. 時計・メガネ・カメラ等、8. 宝石・貴金属、  
9. 書画・骨董・陶磁器等、10. 食品・飲料、11. 薬品、12. 化粧品、13. その他）
- 店舗名：店舗名を記載。英語表記についても記載ください。
- 住所：店舗の所在地を記載。英語表記についても記載ください。
- 電話番号：店舗の連絡先を記載。
- 営業時間：店舗の平常時の営業時間を記載。
- 施設名：商業施設内にある場合には、商業施設名を記載。英語表記も記載ください。
- 決済方法番号：以下1から8より使用可能なカード番号をすべて記載。複数選択可。  
（1. VISA、2. MasterCard、3. JCB、4. アメリカンエキスプレス、5. ダイナース、6. 銀聯カード、7. その他、8. 使用不可）
- HPアドレス：店舗情報のホームページへの掲載がある場合にはホームページアドレスを記載。
- 酒税免税対応：酒税免税に対応している場合は、「○」を記入頂き、輸出品販売場許可書と合わせて輸出酒類販売場許可書の写しを添付してください。

(別記様式第2号)

免税店シンボルマーク使用承認書

第 年 月 日

(事業者名) 殿

観光庁 観光戦略課長

年 月 日付けで免税店シンボルマークの使用申請のあったことについて、本通知により承認する。

なお、免税店シンボルマークの使用にあたっては、「免税店シンボルマーク・免税手続きカウンターシンボルマーク使用要領」を必ず遵守することとする。

(別記様式第3号)

免税店シンボルマーク使用変更届出書

年 月 日

観光庁 観光戦略課長 殿

(申請する事業者)

事業者名：

住 所：

(担当者)

部 署：

氏 名：

連絡先：

E-mail：

年 月 日付け第 号で承認を受けた免税店シンボルマークの使用について、「免税店シンボルマーク・免税手続カウンターシンボルマーク使用要領」5. に基づき変更を届け出ます。

※変更内容に応じて、免税店一覧及び輸出物品販売場許可書（個人番号が記載されている場合には、個人番号をマスキングしたもの）の写し等を添付すること。

追加（変更）前	追加（変更）後

(別記様式第4号)

免税店シンボルマーク使用廃止届出書

年 月 日

観光庁 観光戦略課長 殿

(申請する事業者)

事業者名：

住 所：

(担当者)

部 署：

氏 名：

連絡先：

E-mail：

年 月 日付け第 号で承認を受けた免税店シンボルマークの使用について、使用を廃止しましたので、「免税店シンボルマーク・免税手続カウンターシンボルマーク使用要領」6. に基づき届け出ます。

(使用廃止理由)

--

免税手続カウンターシンボルマーク使用申請書

年 月 日

観光庁観光戦略課長 殿

(申請する事業者)

事業者名：

住 所：

(担当者)

部 署：

氏 名：

連絡先：

E-mail：

「免税店シンボルマーク・免税手続カウンターシンボルマーク使用要領」に同意の上、下記のとおり使用を申請します。

○シンボルマークを使用する方法について

- 免税手続カウンター事業者（看板、ステッカー、のぼり、冊子などへの使用）
- その他の事業者（ ）

○免税手続カウンター一覧（別添：別記様式第5-2号）について

※免税手続カウンター一覧を作成し添付の上、申請する全ての免税手続カウンターの承認書の写し等を添付すること。

○免税手続カウンター事業者の場合、免税手続カウンター一覧（別添：別記様式第5-2号）の情報を、観光庁及び日本政府観光局（JNTO）がホームページへの掲載などにより、情報発信等に活用することについて

- 同意します
- 同意しません

(別記様式第6号)

免税手続カウンターシンボルマーク使用承認書

第 年 月 日

(事業者名) 殿

観光庁 観光戦略課長

年 月 日付けで免税手続カウンターシンボルマークの使用申請のあったことについて、本通知により承認する。

なお、免税手続カウンターシンボルマークの使用にあたっては、「免税店シンボルマーク・免税手続カウンターシンボルマーク使用要領」を必ず遵守することとする。

(別記様式第7号)

免税手続カウンターシンボルマーク使用変更届出書

年 月 日

観光庁 観光戦略課長 殿

(申請する事業者)

事業者名：

住 所：

(担当者)

部 署：

氏 名：

連絡先：

E-mail：

年 月 日付け第 号で承認を受けた免税手続カウンターシンボルマークの使用について、「免税店シンボルマーク・免税手続カウンターシンボルマーク使用要領」5. に基づき変更を届け出ます。

※変更内容に応じて、免税手続カウンター一覧及び免税手続カウンターの承認書の写し等を添付すること。

追加（変更）前	追加（変更）後

(別記様式第8号)

免税手続カウンターシンボルマーク使用廃止届出書

年 月 日

観光庁 観光戦略課長 殿

(申請する事業者)

事業者名：

住 所：

(担当者)

部 署：

氏 名：

連絡先：

E-mail：

年 月 日付け第 号で承認を受けた免税手続カウンターシンボルマークの使用について、使用を廃止しましたので、「免税店シンボルマーク・免税手続カウンターシンボルマーク使用要領」6. に基づき届け出ます。

(使用廃止理由)

--